

令和6年度 非課税世帯臨時給付金のご案内

- 令和6年度非課税世帯臨時給付金（以下「本給付金」という。）は、令和6年12月13日時点で清水町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税となる世帯を対象に1世帯あたり3万円を給付するものです。
- 対象外の世帯が受給した場合、本給付金を返還することになりますので、ご注意ください。

支給対象にならない世帯

- ・ 住民税が課税の世帯及び未申告の人を含む世帯
- ・ **住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯**（青色事業専従者及び事業専従者を含む）
- ・ 他市町村で本給付金を受給された世帯
- ・ 租税条約による免除の適用により住民税が課されていない人を含む世帯

受給手続の方法

支給通知書兼決定書が届いた世帯

支給対象となる世帯で、記載されている口座へ振込を希望される場合は**手続き不要**です。振込口座の変更を希望される場合や給付を辞退される（支給対象にならない）場合は**手続きが必要**となります。**令和7年3月17日（月）必着**で届出書を同封の返信用封筒で郵送、または、町福祉介護課へ持参ください。（口座変更のみ電子申請が可能です。）

支給要件確認書が届いた世帯

- 1 **手続きが必要**です。届いた確認書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送、または、町福祉介護課へ持参ください。
（本人申請で、確認書の場合に限り、電子申請も可能です。）
- 2 返送期限は、**令和7年6月30日（月）必着**となります。
- 3 期限までに、返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

申請書が届いた世帯

- 1 令和6年12月13日時点で清水町に住民登録があるが、世帯の中に令和6年1月2日以降に清水町外から転入した方、または、住民税の申告をしていない方がいる世帯です。
※ 令和6年1月2日以降に清水町外から転入した方等の課税状況が町では把握できないため、対象世帯かどうか判明しない世帯です。
転入した方の非課税（課税）証明書や納税通知書の写しなどの添付をしていただき、対象世帯であることを証明していただく必要があります。
- 2 **手続きが必要**です。町役場福祉介護課へ持参ください。
- 3 申請期限は、**令和7年6月30日（月）必着**となります。
- 4 期限までに、申請がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

⚠ 「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください ⚠

【問い合わせ先】 清水町役場 福祉介護課 地域福祉係 給付金担当 ☎055-981-8207

手 続 き に 必 要 な 書 類

- ・ 送付された支給要件確認書又は支給要件申請書

- ・ 本給付金を受給される口座情報が確認できる書類

例) 通帳または、キャッシュカードの写し

- ・ 本人確認できる書類

例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写しいずれか 1 点

※代理申請される方は代理人の本人確認書類も必要となります。

後見人の場合は、上記に加え、登記事項証明書等の資料の添付をお願いします。

- ・ 非課税証明書

※世帯の中の令和 6 年 1 月 2 日以降に清水町外から転入した方、住民税の申告をしていない方等(清水町で課税状況が把握できない方のみ必要となります。)

電 子 申 請 に よ る 方 法

24 時間いつでも申請できます。上記の「手続きに必要な書類」と申請者のメールアドレスをご用意の上、申請をお願いします。

なお、事前に口座情報や本人確認できる書類の画像を保存していただくとスムーズに入力することができます。

通知に記載されている二次元コード(又は URL)から電子申請窓口へ接続し、入力が完了すると登録していただいたメールアドレスへ申請完了メールが送信されます。電子申請受付後、概ね 3~4 週間後を目安に給付金を口座へ振り込みます。

なお、支給確定後に振込日等を郵送で通知します。

※代理人申請の場合や本給付金を辞退する場合は、電子申請はできませんので、郵送をお願いします。

本 給 付 金 に 関 す る よ く あ る お 問 い 合 わ せ

Q 支給時期はいつですか？

A 町が不備なく確認書等を受理した後、概ね 3 ~ 4 週間後を目安に口座に振り込みます。

なお、支給確定後に支給決定通知書兼振込予定通知書にて振込日のお知らせをします。

Q 「扶養親族等」とは何か。

A 「扶養親族等」とは、地方税法上の配偶者控除や扶養控除(16歳未満の者を含む)の対象となる親族のことです。青色事業専従者および事業専従者も含みます。確定申告や年末調整で、ご家族が配偶者控除・扶養控除の対象として申告し、扶養親族等となっていることが想定されますので、ご家族に必ず確認してください。例えば、親(住民税課税)に扶養されている大学生(住民税非課税)の単身世帯や、子(住民税課税)に扶養されている高齢者の世帯(住民税非課税)は支給対象外となります。

Q 課税世帯の扶養になっている世帯であるが、通知が送られてきた。給付が受けられるということでしょうか。

A 他市町に居住する課税世帯の扶養となっている方については、本町では非課税世帯という扱いとなり、通知が送付される場合もあります。ご家族やお子様のご世帯にご確認ください。

この場合、今回の給付は対象外になりますので、本給付金は辞退してください。なお、後日、対象外世帯であると判明した場合、本給付金は返還していただきますのでご注意ください。

Q 令和 6 年度住民税非課税証明書はどこでもらえるのか？

A 令和 6 年 1 月 1 日現在住民登録している市町で発行しています。

子 育 て 世 帯 臨 時 加 算 に つ い て

令和 6 年度非課税世帯臨時給付金の支給対象世帯の世帯員である 18 歳以下の子ども 1 人あたり 2 万円の給付について、支給要件確認書が届いた世帯は、世帯支給分と子育て加算支給分とそれぞれ手続きが必要となりますので、ご注意ください。